

シンポジウム参加記

日本史

広島古代史研究会

錦織報告は、氏のこれまでの研究―大田文の分析にもとづく国衙領支配の構造、安芸国高田郡を主たる対象とする平安後期の郡司制―をふまえ、中世成り立期⇨平安後期の国衙領支配における（とりわけ収納過程における）郡司の独自の役割を再評価し、さらに郡郷制の展開から平安後期の在地社会の変動を展望されようとする意欲的な報告であった。

氏は、郡司を国衙収納使の補佐的役割を果たすにすぎないとする国使論の主張を、郡郷制改編論と「真つ向から対立するもの」とされたうえで、①国衙収納使の徴税に対し、郡司は結解作成⇨未進責任主体であった、②それは一〇世紀末、一一世紀初頭の郡分割体（令制部の東西南北に分割したもの）の出現にはじまる、③郡分割体の成立は、現物貢納から代物納への転換にともなう、個別税目（調・庸・租など）徴税から「官物」への一本化、国使の個別税目徴収使（調物使など）から「官物」収納使への一本化、郡司一員化に対応する、④このような転換が、一一世紀中葉からの旧郡司層の没落、倭名抄郷司の自立化、地域紛争の多発をもたらし、在地社会は伝統的秩序から新たな秩序へむけて流動化していく、と論じられた。

われわれは、報告のなかで、一一世紀後半以降の郡郷司が結解作成主体であったと明確に論じられたことを高く評価したい。またその論証過程で「加納田司」による結解作成の事例を明らかにされたことは貴重である。しかし、論旨全体については、われわれが構想

する一〇―一二世紀の国衙支配のあり方とは越えがたい隔たりがあった。そこで氏の論点についてひとつひとつ疑問点を出していくのではなく、われわれの構想する国衙支配像をまず提示したうえで、氏の論点との相違点に言及することにした。

われわれは、収納使と郡司の関係にあらわれる国衙支配のあり方について、一〇―一一世紀中葉まで（前期王朝国家）と、一一世紀中葉以降（後期王朝国家）とに分けて考えている。前期王朝国家段階では、各郡に派遣された収納使は郡司館などを拠点に郡司刀祢を指揮して各「負名」ごとに進未沙汰を行い、「負名」ごとに結解を作成・提出させ、「負名」に未進追及する。郡司は刀祢とともに郡域内有力者として、証明機能（土地売買・盗難・放火）や、国衙行政（検田・収納・現場検証など）における国使の補佐的役割を果たしたが、徴税責任に関しては「負名」（郡司といえども「負名」である）の立場以上に追及をされることはほとんどなかった。われわれは郡司を補佐的立場とする国使論は、国衙と「負名」が直接対峙する（坂上康俊氏）前期王朝国家段階の国衙支配の特徴を言い当てていると理解している。

後期王朝国家段階では、各郡に派遣された収納使が「名」ごとに進未沙汰を行う点では前期段階と変わらないが、結解は改編された郡郷ごとに提出させ、未進責任も郡郷司が追及され、「名」が追及されることはない（出作地帯は別）。「名」はもはや国衙と直結するものではなく、郡郷司支配下に埋没してしまう（出作地帯以外では「名」ごとの進未沙汰も行われなくなると予想している）。こうして改編された郡郷司は、徴税責任をてこに領域内「名」「在家」に対して徴税権・勸農権・検断権を獲得し、荘園側と係争地帯（出作・加納）をめぐる暴力抗争を展開しつつ、領主支配を確立してい

く。氏が強調される、国使の補佐的立場ではない結解作成・未進責任主体たる郡司の姿を、われわれはこの段階の郡郷司のあり方を示すものと理解してきた。われわれは国使論を、郡郷制改編論と「真つ向から対立するもの」としてではなく、むしろ郡郷制改編論をより豊かにしていく問題領域として受け止めてきたのである。

以上のわれわれの構想と氏の論点との相違点でまず問題になるのが、収納使の理解である。われわれの理解では、収納使は、令制下、秋収のち出挙本稻・利稻が「正倉」に収納されているかどうか点検するために巡回する収納国司に淵源をもつもので、調物使など個別税目徴税使とは別個の存在である。収納使の業務が秋収後の進未沙汰(応輸額と既納額の差額)未進額を確定する税務作業)であり、直接徴税に関与するものではなかったことについては、国使論を提起された大石直正氏も、「官物」収納手続きの緻密な分析を行ってこられた勝山清次氏も注目されたところであるが、それはそもそも令制以来の収納業務に由来するからである。氏は収納使を、一〇世紀末に、個別税目徴税使が消滅したあとに登場した「官物」徴税使と理解されるが、この点、大きな誤解がある。

つぎに問題となるのは、われわれが一世紀中葉に画期を置くのに対し、氏は「代物納の一般化」「郡分割体」「郡司一員化」「郡司の結解作成」を在地社会の新秩序形成を表現する一連の現象として、一〇世紀末、一世紀初頭に画期を置かれる点である。氏の設定される画期は、くしくも近年の財政史研究(大津透氏や佐藤泰弘氏)や訴訟制度研究(上杉和彦氏)が、王朝国家論批判を意識しながら提起した画期と軌を一にするものである。しかし氏が示された個々の現象それ自体の意味についても、相互の関連づけについても、われわれは受け入れることはできない。まず封物の結解や返抄など決

済関係文書で代米計算されているところから「代物一括収納」、さらに国衙の徴税における個別税目の消滅、「官物」への一本化を想定されるが、そうではあるまい。王朝国家段階の財政運営は、特定用途を必要とする権門寺社・官司が、随時必要に応じて特定の料物・品目を請求する文書(切下文・返抄など)を国衙に渡し、国衙ではそれを受けて「負名」(だけでなく納所・津など)に命じて直接、権門寺社・官司に請求額を納入させているように、氏が想定される「一括収納」とは反対に、用途別小割徴税Ⅱ納税を特徴としていた(中央財政については大津・佐藤氏、「負名」の納税実態については勝山氏)。こうなると「調」「庸」という抽象的税目は存在根拠を失い、個別税目別国使も消滅し、税務上、納入した多種多様な個別品目を計る共通の尺度として代米計算されざるをえない。われわれはこのように理解している。このような決済における代米計算が、一〇世紀末、一世紀初頭に一般化したという最近の議論は認めてよい。しかし中央(官司・封主)―国衙の決済関係で代米一括計算されるようになったのが一〇世紀末であったとしても、国衙―「負名」の決済は「負名体制」の性格上、一〇世紀はじめから米で計算されていたはずであるから、したがって一〇世紀末の中央―国衙の代米決済方式の一般化は、ようやく「負名体制」に照応する決済方式に上から下まで統一されたといえる。したがってそれは、前期王朝国家体制の枠組みの中で成熟してきた財政運営制度の整備、財務監査体系の整備を示すものであり、中央政府―国衙、国衙―負名という支配体制の質に関わるものではない。

「郡分割体の出現」という現象も、右と同様に考えられよう。国衙と「負名」が直結している状況で、郡を単純に東西南北に分割することが国衙にいかなるメリットをもたらさかといえ、収納使の

担当領域が決まり、担当「負名」数が少なくなることである。この時期、「郡司百姓等解」鬭争に悩む国衙であり、収納使の管轄範囲を縮小することで、進未沙汰¹¹未進摘発を強化し、「官物」徴収状況を好転させようと意図したものであろう。このような国衙の「郡分割」政策は、中央での監査体系の整備と対応しているともみることができよう。なお郡司一員化現象は郡分割体の登場よりやや先行しており（大和の場合）、両者に直接的な対応関係を想定することはできない。むしろ王朝国家への転換によって、郡が中央集権的地方行政の末端機関としての役割を失った結果（膨大な帳簿作成事務の不要化、徴税業務からの解放、郡衙の消滅）、郡司数がしだいに減少していき、一〇世紀中葉から後半にかけて一員化していったものとみたい。郡司一員化は、国使の補佐的立場という前期王朝国家国衙支配における郡司の地位に相即している。

以上のように、氏が画期とされる一〇世紀末～一世紀初頭の現象は、われわれには、むしろ前期王朝国家体制の成熟を示す現象にみえるのである（もとより「成熟」のなかに「崩壊」は胚胎しているのであるが）。そこでわれわれは、氏が明らかにされた「郡郷司結解の成立」という問題をとおして、一世紀中葉のもつ意味を提示してみたい。

一世紀中葉、納官済物難済という事態に直面していた諸国は、造内裏役という臨時課税を契機に、「宣旨」をよりどころに荘園公領を問わず賦課する一国平均役方式、おなじく「宣旨」をよりどころに荘園公領の区分を明確化する国司検注を相次いで申請し、裁許されていった。以後、「宣旨」を楯にする国衙の攻勢に、荘園側も個別に免除特権を認める「宣旨」を要請して対抗するようになっていった。こうして「宣旨」を前に国衙は荘園と対等の立場に転落し、

国衙・荘園間で出作・加納など荘公両属地帯の争奪戦が展開され、荘園公領制へと在地秩序は変動しはじめ、それに対応して荘園公領の上に立つ調停権力としての後期王朝国家へと転換していくのである。このようななかで国衙は国衙領支配の再編強化を迫られ、従来の郡分割体や倭名抄郷の郡司・有力田堵で請負能力保持者を「郡司」「郷司」に補任し、納税責任者として位置づけた。こうして「結解作成・未進責任主体」としての郡郷司が登場し、彼らは改編郡郷¹²徴税領域を単位に在地領主制を展開していく。前期王朝国家の国衙支配が「負名体制」を基礎にしていたのに対し、後期王朝国家の国衙支配は、「改編郡郷制」を基礎にしていたのである。

以上、氏の構想に対してわれわれの構想を対置してきた。いずれの構想がより現実の歴史過程に近いかは、むしろ今後の個別研究によって検証されなければならない。

最後に、錦織報告からはなれ、統一テーマ「地域史」に即して一言しておきたい。これまで述べたことから察せられるとおり、平安時代においては、中央政府の政策や国司の政策、あるいは国衙と権門との対立が、「地域」の歴史過程に大きく作用しているということである。最近、「地域」の視座ということがことさらに強調される傾向があるが、しかし、こと平安時代に関しては、「国政史」的視点ぬぎに「地域史」を構想することは不可能であるといつてよい。

（本参加記は、今正秀・鳥谷智文・松本久美子・下向井龍彦の討議をふまえ、下向井が執筆した。）